

高齢者虐待防止のための指針

1.基本的な考え方

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2.虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレスト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3.虐待防止に係る検討委員会の設置

(1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、部長、課長、主任とする。

(4) 委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。なお、虐待等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。

⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5.虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員会へ報告し、委員会から関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 一般家庭における虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 利用者又はその家族、従業員からの虐待もしくは虐待が疑われる通報が虐待防止委員会にあった場合は、実態、経緯、背景等を調査し、必要に応じて虐待防止委員会を開催し対応策を協議する。
- (5) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6.成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、対応の結果は相談者にも報告することとする。

8.利用者等に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう事務室に備え付けることとする。また、事業所ホームページにも公開する。

9.その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則 この指針は、令和3年11月1日より施行する。